児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和７年 11 月 28 日
こども家庭庁支援局障害児支援課

児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（案）について、令和７年 10 月２日（木）から同年 10 月 31 日（金）まで御意見を募集したところ、計２件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
既に事業をおこなっている障害児支援サービスを提供する事業者について、様式の一部改正後、変更や更新などで指定申請書を提出するまで、障害児にサービスを提供する事業所かどうか把握しないのか。	ご認識のとおり、改正命令・告示の施行・適用時点において、障害児に対して障害福祉サービスを提供する事業者については、変更・更新時の申請等により、障害児にサービスを提供する事業者かどうかを把握することとしています。

その他１件、本告示の内容とは関係のないご意見をいただきました。